News Release

2020 年 3 月 31 日

民法（債権法）改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ

当行は、2020年4月1日に施行される民法（債権法）改正を踏まえ、下記のとおり規定を改定いたします。
なお、改定後の規定は、改定前から既にお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

記

1. 対象となる規定
   改定対象となる規定一覧 記載の規定。

2. 改定日
   2020 年 4 月 1 日（水）

3. 改定の内容
   新旧対照表 記載の変更のとおり。

改定の対象となる規定、改定の内容の詳細につきましては 改定対象となる規定一覧 および 新旧対照表 をご参照ください。

以　上

《本件に関するお問い合わせ》
肥後銀行　ＣＲ統括部
担当：長岡
電話 096-326-8732

うるおいある未来のために。
肥後銀行

改定対象となる規定一覧

No	規定名称
1	肥銀インターネット照会サービスご利用規定
2	肥後銀行ポイントサービスご利用規定

No.1　肥銀インターネット照会サービスご利用規定

改定前	改定後
第5条 照会サービス 1. お客さまは、本サービスを利用して本サービスの利用口座として登録した普通預金または貯蓄預金口座の残高照会、入出金明細照会を行うことができます。また、肥銀インターネットバンキングサービスおよび本サービスの操作履歴や、肥銀インターネットバンキングサービスのお取引結果確認を行うことができます。 2. 3.　　（略）	第5条 照会サービス 1. お客さまは、本サービスを利用して本サービスの利用口座として登録した普通預金（カードローンは除く）の残高照会、入出金明細照会を行うことができます。また、肥銀インターネットバンキングサービスおよび本サービスの操作履歴や、肥銀インターネットバンキングサービスのお取引結果確認を行うことができます。 2. 3.　　（略）
第13条 ≪新設≫	第13条（約款の変更） 1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。 3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No.２　肥後銀行ポイントサービスご利用規定

改定前	改定後
８．サービスの変更・中止等 （１）当行の都合により、事前の通知なくお取引ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数、特典等の内容を変更することがあります。この場合、店頭のパンフレット等によりお知らせいたします。 （２）金融情勢の変化等により、あらかじめ店頭への掲示等によりお知らせのうえ、このサービスを取りやめることがあります。この場合、特典の提供はサービスの中止日をもって終了させていただきます。	８．サービスの変更 （１）この規定の各条項およびサービス内容（お取引ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数、特典等）は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の４の規定に基づき変更するものとします。 （２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定・サービス内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （３）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
≪新設≫	９．サービスの中止 （１）金融情勢その他の状況の変化等により、本サービスを取りやめることがあります。 （２）本サービスの中止は、中止を行う旨ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （３）前二項によるサービスの中止は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以　上